## 松本都市計画 城北東地区 地区計画

平成 21 年 3 月 10 日決定 松本市告示第 105 号

	名 称		城北東地区 地区計画				
区域の整備	位	置	松本市開智三丁目、北深志二丁目及び三丁目並びに沢村一丁目及び二丁目				
			の各一部の区域				
	面	積	約9.0ha				
		画の目標	本地区は、松本市の中心市街地の北部に位置し、JR松本駅より北に約				
			2km、松本城より北に約1kmの地点にあり、松本藩の武家地として城下				
			町の佇まいを現在に伝える静かな落ち着きある低層住宅地を形成してい				
	地区計画		るが、古くからの街区構成により狭あい道路も残っている地区である。近				
	-000		年、土地所有者の高齢化、所有者の変更や空地の増加により、今後、家屋				
			の建替えなどが予想されることから、閑静な低層住宅地として生活環境の				
			保全を図ると共に、将来の道路の配置及び規模等を定めることで、良好な				
•			低層住宅地の形成を図るよう誘導する。				
開	土地利用の方針		主要区画道路の拡幅整備を行い、現に形成されている良好な住環境を損				
発			なうことなく、ゆとりとうるおいのある安全な低層住宅地としての土地利				
及			用を図るよう誘導する。				
び	地区施設等の整備方針		地区内に区画道路を配置し、市道を拡幅整備するよう誘導する。				
保			主として一戸建住宅地としての良好な住環境を保全するため、建築物				
全			の用途の制限、建築物の高さの最高限度及び建築物の色彩の制限を定め				
の方針			るとともに災害時の安全性を確保するため、地区施設の配置及び規模、				
	建築物等の整備方	の整備方針	壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。				
			意匠については、「松本市景観計画」の内容に沿った建築物、工作物を				
			誘導する。				
			敷地内の空地等は、環境に応じた植栽又は張芝等を行うなど緑化に努				
			めると共に、枝等がはみ出さないよう、管理を行う。				
		呆全の方針	本地区の環境及び安全の維持・保全を図るため、次のことを誘導する。 資材及び廃棄物置場は、設置しない。				
	その他保		・				
			必要な言数がの駐車場を敷地内又は竹近に備える。   道路のすみ切り部分(交差点内)は、自動車の出入り口としない。				
			世頃の 9 のの 7 部の(文左宗内)は、日野年の山人 7 口 C しない。				

			区画道路を次のように定める							
		地区施設の		名 称	幅員	延長	備	考		
		配置及び規模	道路	区画道路	4 m	約1,630m				
				合 計		約1,630m				
	-		次に掲げる	」 る建築物は建築	L 築してはな	•				
			1 ホテル、旅館							
			2 ボーリング場、スケート場、水泳場							
			3 ゴルフ練習場、バッティングセンター							
		建築物等の	4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 5 カラオケボックス、ゲームセンターその他これらに類する遊技施 1							
		用途の制限	設							
			6 共同住宅及び長屋で、床若しくは壁又は戸で区画された一戸の床面積が							
			29㎡以下の建築物							
			7 畜舎 8 建築基準法施行令第130条の9に定める数量以下の危険物(石油類を							
				。) の貯蔵及で		(0) ) [C/E0] (0)		が(山川大豆で		
	建					余く。以下同じ	。) 又はこれに	代わる柱の面		
	築		から計画図に図示する道路境界線までの距離は、1.0m以上、その他隣地境							
地	物		界線までの距離は 0.5m以上とする。							
X	等		但し、以下のいずれかに該当するものを除く。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の建築物又は							
整		度素の位置の	建築物の部分							
	に	壁面の位置の 制限	2 軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m以内の建築物の部							
備	関	איזניטוי	分 2. 序表集の会社が4.0 x <sup>2</sup> N 中の7表的Mm							
計	す		3 床面積の合計が10㎡以内の建築物 4 床面積の合計が30㎡以内の壁面を有しない建築物							
画	る		なお、地区施設の配置及び規模で定めた区画道路(現況道路幅員4m以上の							
	事		ものを除く)の道路境界線とは、道路中心線から区画道路幅員の2分の1の距							
	項		離を測定	した位置とす	る。					
		建築物等の 高さの最高限度	1 0 m							
		同じの規則成反	建築物	の屋根及び外	<u></u> 壁の色彩は	表のとおり「	色相	彩度		
		建築物等の意匠		ただし、表面に		_	YR,Y	4以下		
		の制限		んが、土壁、			R	3以下		
				、などの素材の	,		その他	2以下		
			道路境界線から奥行1.0mまでに設置するものの構造は、次のいずれかに掲							
			げるものとする( 門柱及びその他これらに類するものを除く )。 なお、 市道 1095   号線、 1610 号線及び墓地に対する境界線についてはこの限りでない。							
			1 生垣	兄がない フレー・	CIACOPRIJ CI	۵۷ <sub>۱</sub> ۵				
		垣又はさくの	2 敷地の前面道路面から高さ0.6m以下のブロック塀等							
		横造の制限		敷地地盤面から高さ0.1m以下の						
工留の雑壁、石槙み寺。たたし、幅0.7m以上の植栽可能										
	する敷地地盤面から高さ 0.1m 以下のものは、この限りでない 4 敷地地盤面から高さ 1.5m 以下のフェンス、金属さく等透視									
						•	金属さく等透視			
						ら高さ1.5m以				

